

青森市消防団の設置及び定員等に関する条例（平成十七年条例第二百二十七号）

新旧対照表

改正後	改正前																														
<p>第一条～第七条 略</p> <p>第八条 団員が災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）<u>、訓練、警戒等に</u>出動した場合（現場において業務に従事しない場合を除く。）には、別表第二に定めるところにより報酬を支給する。</p> <p>第九条 略</p> <p style="text-align: center;">（服務基準）</p> <p>第十条 団員は、団長の招集によって出動し、<u>服務しなければならない。</u></p> <p>2 招集を受けない場合であっても、<u>災害</u> _____ を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出動し、<u>服務しなければならない。</u></p> <p>第十一条～第十八条 略</p>	<p>第一条～第七条 略</p> <p>第八条 団員が水火災<u>その他の災害又は救急業務若しくは訓練等</u> _____ に出動した場合（現場において業務に従事しない場合を除く。）には、別表第二に定めるところにより報酬を支給する。</p> <p>第九条 略</p> <p style="text-align: center;">（服務基準）</p> <p>第十条 団員は、団長の招集によって出動し、<u>服務しなければならない。</u></p> <p>2 招集を受けない場合であっても、<u>水火災その他の災害</u>を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出動し、<u>服務しなければならない。</u></p> <p>第十一条～第十八条 略</p>																														
<p>別表第一（第七条関係） （平成二三条例一七・一部改正）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">職名</th> <th style="width: 25%;">報酬年額</th> <th style="width: 60%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長</td> <td style="text-align: center;">八五、〇〇〇</td> <td>動力消防ポンプを 円操作する者に対し</td> </tr> <tr> <td>副団長</td> <td style="text-align: center;">六九、〇〇〇</td> <td>では、年額の報酬の 円ほか月額二、〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>分団長</td> <td style="text-align: center;">五〇、五〇〇</td> <td>円の報酬を支給す 円る。</td> </tr> <tr> <td>副分団長</td> <td style="text-align: center;">四五、五〇〇</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>	職名	報酬年額	備考	団長	八五、〇〇〇	動力消防ポンプを 円操作する者に対し	副団長	六九、〇〇〇	では、年額の報酬の 円ほか月額二、〇〇〇	分団長	五〇、五〇〇	円の報酬を支給す 円る。	副分団長	四五、五〇〇	円	<p>別表第一（第七条関係） （平成二三条例一七・一部改正）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">職名</th> <th style="width: 25%;">報酬年額</th> <th style="width: 60%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長</td> <td style="text-align: center;">八五、〇〇〇</td> <td>動力消防ポンプを 円操作する者に対し</td> </tr> <tr> <td>副団長</td> <td style="text-align: center;">六二、二〇〇</td> <td>では、年額の報酬の 円ほか月額二、一七〇</td> </tr> <tr> <td>分団長</td> <td style="text-align: center;">四五、八〇〇</td> <td>円の報酬を支給す 円る。</td> </tr> <tr> <td>副分団長</td> <td style="text-align: center;">三一、四〇〇</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>	職名	報酬年額	備考	団長	八五、〇〇〇	動力消防ポンプを 円操作する者に対し	副団長	六二、二〇〇	では、年額の報酬の 円ほか月額二、一七〇	分団長	四五、八〇〇	円の報酬を支給す 円る。	副分団長	三一、四〇〇	円
職名	報酬年額	備考																													
団長	八五、〇〇〇	動力消防ポンプを 円操作する者に対し																													
副団長	六九、〇〇〇	では、年額の報酬の 円ほか月額二、〇〇〇																													
分団長	五〇、五〇〇	円の報酬を支給す 円る。																													
副分団長	四五、五〇〇	円																													
職名	報酬年額	備考																													
団長	八五、〇〇〇	動力消防ポンプを 円操作する者に対し																													
副団長	六二、二〇〇	では、年額の報酬の 円ほか月額二、一七〇																													
分団長	四五、八〇〇	円の報酬を支給す 円る。																													
副分団長	三一、四〇〇	円																													

改正後			改正前		
部長	三七、〇〇〇 円		部長	二六、九〇〇 円	
班長	三七、〇〇〇 円		班長	二五、〇〇〇 円	
団員	三六、五〇〇 円		団員	二二、一〇〇 円	
別表第二（第八条関係）			別表第二（第八条関係）		
区分	支給単位	金額	区分	支給単位	金額
災害出動	一人 一日	四、〇〇〇円 (八時間を超えた場合にあつては、八、〇〇〇円)	水火災出動	一人 一回	二、一七〇円
			その他の災害 出動	一人 一回	二、一七〇円
訓練出動	一人 一日	二、〇〇〇円	救急業務出動	一人 一回	二、一七〇円
警戒出動	一人 一日	二、〇〇〇円	訓練出動	一人 一回	二、一七〇円
その他の出動	一人 一日	二、〇〇〇円	警戒出動	一人 一回	二、一七〇円
別表第三（第九条関係） 略			別表第三（第九条関係） 略		